

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

第3回 理事会

平成21年2月28日(土) 13:30～16:30

サザンプラザ海邦 かりゆし

議事次第

- 1 開会、出席者数の確認、議事録署名人の選出(5分)
- 2 議事
 - 1) 委員会について(資料1、参考資料1-1～1-3)
 - 各委員会の体制(10分)(現状の役員と委員の確認、今後の進め方)
 - 平成21年度の事務局について(15分)(21年度の事務局について)
 - 資金調達委員会・運営委員会の設置(15分)(各委員会の委員長と委員の選任)
 - 各委員会の報告(10分)
 - 2) 平成20年度活動の実施(資料2、参考資料2-1～2-2)
 - メーリングリストの開設(5分)(事務局から進捗の報告)
 - リーフレットの作成・配布(5分)(事務局から進捗の報告)
 - ワークショップの開催と保全活動の実施(5分)(事務局から進捗の報告)
 - サンゴ・ジュゴンに関するパネルの巡回展の開催(5分)(事務局から進捗の報告)
 - 国際サンゴ礁年2008の検証及び継承(15分)(実施主体と方法について)
 - 各地域のサンゴ礁保全に関わる問題の収集と周知(15分)(実施主体と方法について)
 - 3) 平成21年度活動計画(資料3)
 - 協議会の運営(20分)(総会、理事会の開催)
 - 保全活動の推進(15分)(協議会21年度の計画(WWFの事業説明含む))
 - 4) 事務局からの報告(資料4)
 - 協議会への共催の申し込みや相談など(5分)(事務局から進捗の報告)
 - ブログ、ホームページについて(5分)(事務局から進捗の報告)
 - 5) その他理事会において必要と認めた事項(資料5、参考資料5-1)
 - 総会での質問や提案(25分)
 - 理事からの議案(5分)(鹿熊委員より会議のルールについて)
- 3 閉会

資料一覧

- 資料1：協議会委員会についての資料
資料2：協議会活動計画についての資料
資料3：平成21年度計画についての資料
資料4：事務局からの報告についての資料
資料5：その他理事会において必要と認めた事項についての資料
参考資料1-1：第1回総会議案書
参考資料1-2：第1回総会議案書の一部修正
参考資料1-3：第1回総会議事録
参考資料2-1：サンゴ礁年2008に関する資料
参考資料3-1：WWF事業自然資源の保全と利用の将来像に関する住民ヒアリング調査概要
参考資料4-1：サンゴ礁学会ニュースレターへの記事
参考資料5-1：協議会の経緯
参考資料5-2：協議会規約

役員名簿

役職	名前	
(出席)		
会長	西平 守孝	
副会長	中野 義勝	
理事	泡瀬干潟を守る連絡会	小橋川共男
	上里 幸秀	
	エコガイドカフェ	猪澤也斗志
	沖縄エコツーリズム推進協議会	平井 和也
	沖縄県衛生環境研究所	宮城 俊彦
	沖縄県漁業協同組合連合会	上田邦太郎
	沖縄県自然保護課	上原 隆廣
	沖縄県ダイビング安全対策協議会	横井 仁志
	鹿熊信一郎	
	梶原 健次	
	環境省那覇自然環境事務所	小林 靖英
	後藤 亜樹	
	桜井 国俊	
	寺田 麗子	
	渡嘉敷ダイビング協会	平田 春吉
	中谷 誠治	
	中山 恭子	
	日本サンゴ礁学会	中野 義勝
	八重山サンゴ礁保全協議会	吉田 稔
	WWF ジャパン	安村 茂樹
(委任状)		
理事	コーラルクエスト	岡地 賢

1) 委員会について

各委員会の体制 (役員と委員の確認)

委員会については、規約第 21 条に次のように定められている。

- 第 21 条 委員会は会員の有志により構成される。
- 2 委員会には委員長を置き、会員の互選により選出する。
 - 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。
 - 4 委員会の構成員並びに委員長の任期などの規定、運営は当該委員会による。

(協議会規約より)

1. 役員の確認

この規約によると、委員は理事などの役員である必要はなく、かつ任期は各委員会に任されている。従って、各委員会の委員は規約上引き続き委員のままとなる。役員(会長、副会長、理事、監査役)と委員の確認を行いたい。

選挙で選出された会長、副会長、理事、監査役と現在の所属委員会

役職	氏名	所属委員会
会長	西平 守孝	
副会長	中野義勝	選挙管理
理事	エコガイドカフェ	
	沖縄県漁業協同組合連合会	選挙管理(上田)
	沖縄県文化環境部自然保護課	
	梶原 健次	総会準備
	環境省那覇自然環境事務所	総会準備(小林)
	後藤 亜樹	広報
	桜井 国俊	企画
	寺田 麗子	企画
	鹿熊 信一郎	広報(委員長)
	上里 幸秀	選挙管理(委員長)
	中谷 誠治	
	渡嘉敷ダイビング協会	総会準備(平田)
	NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会	総会準備(平井、委員長)
	日本サンゴ礁学会	
	八重山サンゴ礁保全協議会	選挙管理(吉田)
	泡瀬干潟を守る連絡会	
	有限会社コーラルクエスト	企画(岡地)
	有限会社三浦クリエイティブ	広報(浦崎)
	NPO 法人沖縄県ダイビング安全対策協議	企画(横井、委員長)
	WWF ジャパン	企画(安村)
監査役	沖縄県衛生環境研究所	総会準備
	中山 恭子	

2. 委員参加の呼びかけ

委員を会員から募集するか? 各委員会がメーリングリストを利用して呼びかけ。

3. 規約との整合

委員長は理事会で検討する必要がある検討項目が出てくる場合があるため、役員である必要があるのでは? 規約の変更が必要か?

平成 21 年度の事務局について

現在の事務局である沖縄県自然保護課でできない作業を、運営委員会などで分担する必要がある。

現在の協議会事務局の作業

1. 会員の管理
 - ・ 会員への連絡（メール、文書の発送）*
 - ・ 会員名簿の管理*
 - ・ 入退会の手続き*
 - ・ メーリングリストの管理
 - ・ ホームページ（ブログ）の管理
 - ・ 問い合わせまたは依頼対応（メール、電話、FAX）*
2. 理事会、総会の開催
 - ・ 会議の日程調整と役員の出欠確認
 - ・ 会議のアナウンス（開催通知の発送）*
 - ・ 委任状の発送*
 - ・ 会場の手配*（県庁の会議室の場合）
 - ・ 会場の準備
 - ・ 役員との調整（議事など資料の作成）
 - ・ 会議資料の印刷*
 - ・ その他会議準備（旅費の支払い）
 - ・ 議事録の作成
 - ・ 会議資料の作成と説明（作成者）
3. 選挙に関わるもの
 - ・ 各様式の作成
 - ・ 公示、立候補届などの発送*
 - ・ 投票用紙、立候補者リストなどの発送*
 - ・ 投票用紙の受け取り*
 - ・ 会員名簿の作成、発送*
4. 各委員会庶務（企画、選挙管理、総会準備、広報、資金調達、運営委員会）
 - ・ 委員会日程の調整と出欠確認
 - ・ 会議のアナウンス（開催通知の発送）
 - ・ 会場の手配、準備
 - ・ 会議資料の作成
 - ・ 議事録の作成
 - ・ 各様式の作成
 - ・ 資料等の作成（例：企画 活動計画）
5. その他
 - ・ お金の管理（口座の管理）
 - ・ 予算案の作成（監査準備含む）
 - ・ 協議会文書の作成（規約、様式など）
 - ・ 協議会文書の管理（規約、様式など）*

* は自然保護課でできる作業

事務局作業の分担の案は次の通り。

事務局（自然保護課）の作業（案）

- 1．会員の管理
 - ・会員への連絡（メール、文書の発送）＊
 - ・会員名簿の管理＊
 - ・入退会の手続き＊
 - ・問い合わせまたは依頼対応（メール、電話、FAX）＊
- 2．理事会、総会の開催
 - ・会議のアナウンス（開催通知の発送）＊
 - ・委任状の発送＊
 - ・会場の手配＊（県庁の会議室の場合）
 - ・会議資料の印刷＊
- 3．選挙に関わるもの
 - ・公示、立候補届などの発送＊
 - ・投票用紙、立候補者リストなどの発送＊
 - ・投票用紙の受け取り＊
 - ・会員名簿の作成、発送＊
- 5．その他
 - ・協議会文書の管理（規約、様式など）＊

運営委員会の作業（案）

- 1．会員の管理
 - ・メーリングリストの管理
 - ・ホームページ（ブログ）の管理
- 2．理事会、総会の開催
 - ・会議の日程調整と役員の出欠確認
 - ・会場の準備
 - ・役員との調整（議事など資料の作成）
 - ・その他会議準備（旅費の支払い）
 - ・議事録の作成
 - ・会議資料の作成と説明（作成者）
- 5．その他
 - ・お金の管理（口座の管理）
 - ・予算案の作成（監査準備含む）
 - ・協議会文書の作成（規約、様式など）

各委員会の作業（案）（協議会の運営に関わるもの）

- 3 . 選挙に関わるもの
 - ・ 各様式の作成
- 4 . 各委員会庶務（企画、選挙管理、総会準備、広報、資金調達、運営委員会）
 - ・ 委員会日程の調整と出欠確認
 - ・ 会議のアナウンス（開催通知の発送）
 - ・ 会場の手配、準備
 - ・ 会議資料の作成
 - ・ 議事録の作成
 - ・ 各様式の作成
 - ・ 資料等の作成（例：企画 活動計画）

資金調達委員会・運営委員会の設置（各委員会の委員長と委員の選任）

12月の総会の議案の中で、新たな委員会の設置が承認された。これを受け、資金調達委員会と運営委員会を立ち上げ、両委員会の委員長と委員を選任する必要がある。

1. 資金調達委員会の設置（資金調達委員会：基金、助成金等の活動資金の調達を推進する）
総会で、資金調達委員会の設置が承認された（参考資料 1 - 1、1 - 3）。資金調達委員会の委員長、委員を決定したい。（資金調達委員会の平成 21 年度の活動は、3） 4 参照。）
2. 運営委員会の設置（運営委員会：本協議会及び理事会の運営を推進する）
総会で、事務局と運営委員会が協力して作業を行う体制が承認された（参考資料 1 - 1、1 - 3）。運営委員会の委員長（事務局長）委員を決定したい。

中野副会長より

総会準備委員会を解散し、総会準備委員会の仕事を運営委員会が引き受ける。
委員会の解散には理事会の承認が必要。

各委員会の仕事

本協議会は、以下の 6 つの委員会を設置し、本協議会の運営を円滑に進める。

広報委員会：本協議会の広報に関する活動を推進する

企画委員会：本協議会の活動に関する企画を行う

総会準備委員会：総会及びシンポジウムの準備を推進する

選挙管理委員会：役員選挙及び会員の募集を推進する

資金調達委員会：基金、助成金等の活動資金の調達を推進する

運営委員会：本協議会及び理事会の運営を推進する

各委員会は、その活動の実施に当たり必要に応じ作業部会を設置することができる。

（総会の議案書より）

各委員会の報告

各位委員会からの報告があれば報告。

各委員会から検討すべき事項があればお願いいたします。

2) 平成 20 年度活動の実施

メーリングリストの開設 (事務局から進捗の報告)

本協議会会員の相互交流を促すことを目的に、会員間メーリングリストを開設し運営する。
実施主体：本協議会（選挙管理委員会、事務局）
時期：2008 年 12 月-2009 年 1 月

(総会の議案書より)

現在の進捗状況

2009 年 1 月にフリーのメーリングリストサービス (FreeML) にてメーリングリストを開設した。フリーのメーリングリストサービスとしたのは、協議会の今後の運営を考え、無料で利用できるサービスを選んだ。しかし、次のような問題点が出てきた。

- ・ 県庁などから FreeML のホームページにアクセスできない (登録ができない)
- ・ 事務局でクライアントを管理できない。
- ・ FreeML からのメールを迷惑メールとして判断される可能性がある。

そのため、環境科学センターのサーバーを利用しての運営を検討中。環境科学センターのサーバーでのメーリングリストの運営にも、hotmail に迷惑メールとして扱われるなどの問題点があるため、現在その解決策を検討中。

また、サンゴ礁年のメーリングリストを引き継ぐ場合、協議会のメーリングリストは会員でない個人/団体でも登録できるようにするか？

サンゴ礁年メーリングリストは個人の有志が引き継ぐ。沖縄ワーキンググループメーリングリストはまだ決まっていない。各ワーキンググループにゆだねられた (参考資料 2-1)。

リーフレットの作成・配布 (事務局から進捗の報告)

県民及びその他へ本協議会の存在と意義等の認知を促し、入会へつなげるため、本協議会を紹介するリーフレットを作成・配布する。同時に HP の内容を充実させる。

実施主体：本協議会 (広報委員会、事務局) 沖縄県

時期：2008 年 12 月-2009 年 2 月

共催：沖縄県

(総会の議案書より)

現在の進捗状況 (沖縄県の事業として実施)

次の仕様で作成予定。

リーフレットの仕様：サイズ A4、三つ折り、2000 部

リーフレットの内容：設立趣意書、基本理念、入会申込書、規約

リーフレット案作成後、メーリングリストで意見収集し、修正印刷。

ワークショップの開催と保全活動の実施（事務局から進捗の報告）

本協議会と地域、または地域内、地域間のネットワークづくりと相互の活動の相乗効果を高めるために、地域ワークショップの開催（2地域）や地域保全活動（1地域）を実施する。
 実施主体：本協議会（事務局）、沖縄県、地域の関係団体
 時期：2008年12月-2009年2月
 共催：沖縄県、地域の関係団体との共催

（総会の議案書より）

現在の進捗状況（沖縄県の事業として実施）

2009年1月にワークショップを宮古島にて開催し、3月に北谷で開催予定。宮古のワークショップでは、協議会会員である海の自然史研究所が実施した。

ワークショップの実施状況と予定（グレー部分は既に終了したもの）

期間	場所	関係団体	備考
1/17	宮古島市・宮古島市役所	ダイビング業者・エコツアー業者・観光協会・役場・市民	ワークショップ実施
3/8	北谷町・公民館	自治会・ダイビング業者・漁業者・市民	ワークショップ・保全活動実施予定

サンゴ・ジュゴンに関するパネルの巡回展の開催（事務局から進捗の報告）

沖縄県民あるいは沖縄を訪れる観光客等を対象に、サンゴ礁の海の素晴らしさ、サンゴ礁が身近な存在であること、また、それが如何なる状況かを知ってもらうこと、そして本協議会の存在を紹介することを目的に、企画展を開催する。
 実施主体：本協議会（事務局）、沖縄県、国際サンゴ礁年2008沖縄WG、地域の関係団体
 時期：2008年12月-2009年2月
 共催：沖縄県、国際サンゴ礁年2008沖縄ワーキンググループ、地域の関係団体との共催

（総会の議案書より）

現在の進捗状況（沖縄県の事業として実施）

沖縄県が作成したサンゴ・ジュゴンのポスターを、県内各地にて巡回展示している。協議会の紹介パネルも同時に展示。3月下旬の県庁でのパネル巡回展では、総会の時のような交流会が可能か？

パネル巡回展の開催状況と予定（グレー部分は既に終了したもの）

期間	地域	場所	備考
7/21	沖縄中部	恩納村・万国津梁館	開催
8/1-8/31	沖縄南部	那覇市・那覇空港	開催
8/1-8/3	沖縄南部	宜野湾市・コンベンションセンター	開催
10/10-10/16	宮古	宮古島市・宮古空港	開催
10/26-11/1	八重山	石垣市・離島旅客ターミナル	開催
11/6-12/5	久米	久米島町・久米島空港・久米島町役場・具志川改善センター・久米島町自然文化センター	開催
12/13	沖縄南部	那覇市・産業支援センター	協議会総会同時開催
2/5-2/26	沖縄北部	本部町・沖縄美ら海水族館	開催
3月上旬	沖縄中部	デパート	ワークショップ同時開催予定
3月下旬	沖縄南部	沖縄県庁	開催予定

国際サンゴ礁年 2008 の検証及び継承 (実施主体と方法について)

2008 年 1 月からの年間キャンペーンである国際サンゴ礁年 2008 の国内活動を総括し、その効果等を検証する。また、ポスト国際サンゴ礁年として 2009 年以降、サンゴ礁保全に対して如何なる活動を推進すべきかなどを整理して本協議会としての提案を行う。例示的には、国際サンゴ礁年キャンペーン国内ネットワーク (ML 等) と本協議会会員相互の連携やキャンペーン内活動成果 (サンゴマップ作成等) の案内等を検討する。

実施主体：本協議会 (企画委員会、広報委員会、選挙管理委員会)、国際サンゴ礁年 2008 ワーキンググループ、事務局、沖縄県

時期：2008 年 12 月-2009 年 3 月

(総会の議案書より)

実施方法 (事務局案、アイデア募集中です。)

委員会が中心となり、サンゴ礁年 2008 の検証と継承を検討する。(参考資料 2-1: 2/24 の推進委員会の議事録)

検証

サンゴ礁年の活動を整理し、推進すべきサンゴ礁保全活動を提案 (第 4 回推進委員会配付資料、議事録)。協議会員へのアンケート？

継承

継承に関するサンゴ礁年推進委員会からの要望は特にない？

協議会からサンゴ礁年に対してできることを整理して提示し、サンゴ礁年事務局 (環境省) と調整する？

協議会で可能なことは何か？

- ・メーリングリストの継承
- ・サンゴマップの継承
- ・ネットワークの継承
- ・その他

各地域のサンゴ礁保全に関わる問題の収集と周知 (実施主体と方法について)

陸域を含めたサンゴ礁に関する個別の問題について、会員の積極的な参加の下、メーリングリストやホームページ等を活用しながら情報を収集し、広く周知する。

実施主体：本協議会 (企画委員会、広報委員会、会員、事務局)、沖縄県

時期：2009 年 1 月-2009 年 3 月

(総会の議案書より)

実施方法 (事務局案、アイデア募集中です。)

委員会が中心となり、会員およびその他のサンゴ礁に関わる個人や団体を対象にアンケートを実施する (アンケート質問 (案) 参照)。アンケート結果はとりまとめ、ホームページで公開する。

アンケート質問 (案)**回答者の情報**

ニックネーム、名前、所属、よく利用するサンゴ礁とその場所、メールアドレス、地域 (北海道～九州、奄美、沖縄島周辺、宮古群島、八重山諸島)

3) 平成 21 年度活動計画

協議会の運営 (総会、理事会の開催)

総会、理事会の開催

次回総会をどのように行うか検討をお願いしたい。

時期：いつ開催するか？2009 年 7 月？

場所：どこで開催するか？沖縄県庁？

議案：議案の検討はいつ行うか？ いつ次回理事会を開催するか？

規約について：団体の定義、寄付規定、選挙細則、会議のルール

交流会やシンポジウムなどのイベントを同時に開催するか？

理事会や総会時の旅費をどうするか？

保全活動の推進 (協議会 21 年度の計画 (WWF の事業説明も含む))

協議会 21 年度の計画の確認と実施方法等について (保全活動の推進 3 つの柱より)

1 . 『沖縄県のサンゴ礁についての現状取りまとめ』(情報の収集と提供：広報委員会)

沖縄県内のサンゴ礁に関する既存情報を収集し、サンゴ礁の現状について取りまとめる。取りまとめた情報は本協議会内で共有するとともに、本協議会ホームページ等を通じて一般にも発信する。また、会員の活動内容、専門性、提供できるサービスなどの情報を収集し、サンゴ礁保全に関する人材情報を蓄積する。

(総会の議案書より)

実施方法 (広報委員会)

広報委員会が中心となり、平成 20 年度活動の「各地域のサンゴ礁保全に関わる問題の収集と周知」を継続して行う。また、会員の活動内容、専門性、提供できるサービスなどの情報を会員にアンケートする。それぞれの結果はホームページに掲載する。**サンゴ礁年 2008 のサンゴマップとの連携は可能か？**

2 『沖縄県におけるサンゴ礁保全についての提案』(サンゴ礁保全のための提言：企画委員会)

1) で行った評価結果を元に、サンゴ礁保全に必要な対策や保全活動の方向、実施可能な保全活動などを提案する。それらの提案は本協議会内で共有するとともに、本協議会ホームページ等を通じて一般にも発信する。

(総会の議案書より)

実施方法 (企画委員会)

企画委員会が中心となり、メーリングリストを活用しながら保全活動を提案する。

3. 『自然資源に関する地域での意識調査』(資金の収集と提供：企画委員会) **WWF の事業との連携**

WWF ジャパン (以下、「WWFJ」) より、平成 21 年度に南西諸島の自然資源に関する地域での意識調査の一環として実施する、沖縄県及び鹿児島県奄美地域での地域調査に関し、本協議会との連携による資金の提供が提案されている。これは、南西諸島の各地域において、サンゴ礁を含む自然資源を地域住民がどのように認識しているかを把握するための意識調査である。

そこで、本協議会では平成 21 年度の活動として、調査内容の検討、関係者への連絡調整及び現地調査等について、WWFJ と連携してその実施に協力する。

なお、本協議会の活動としては 「資金の収集と提供」の柱に関する活動であるが、すでに調査実施段階に入っているため、WWFJ との調整は企画委員会が当たる。

(総会の議案書より)

実施方法 (企画委員会、WWF ジャパン)

企画委員会が WWF ジャパンと連携して実施する (参考資料 3-1)。会員を利用し、沖縄本島でのアンケートの実施。WWF が実施するアンケート内容について検討をお願いしたい。

4. 『資金調達に関する戦略の検討』(資金の収集と提供：資金調達委員会)

今後の本協議会の自立的運営を含み、必要とされるサンゴ礁保全活動に対して、どのようにその資金を獲得するか、その方法を戦略的に検討する。

(総会の議案書より)

実施方法 (資金調達委員会)

資金調達委員会が中心となり、次の活動を実施する。

- ・戦略の検討 (メーリングリスト上 ?)
- ・寄付規定の作成 ? (4) で議論 ?
- ・助成金の申請

参考：協議会が申請可能だと思われる助成金 (平成 21 年度) 今年度から活動が必要。

- ・全国労働者共済生活協同組合連合会 (全労済) ・助成活動
- ・トヨタ自動車株式会社 (トヨタ環境活動助成プログラム事務局)
- ・日本環境協会
- ・富士フイルム・グリーンファンド
- ・リバーフロント整備センター

4) 事務局からの報告 (事務局から進捗の報告)

協議会への共催の申し込みや相談など

- ・「海辺の環境教育フォーラム 2009 in 石垣島」への後援
時期：平成 21 年 3 月 13 日～15 日
場所：石垣島
内容：「海の未来・子どもたちの未来」をテーマに、全国から集まる海の環境教育に携わる専門家の方々と地域で奮闘する様々な立場の方や未来を担う子どもたちが楽しく意見交換をして、環境教育的な視点でサンゴやサンゴ礁あるいは地球規模の環境問題、また地域のことや子供たちのことなどを全国に発信するためのミーティング。

- ・県立博物館との共催
時期：平成 22 年 3 月 6 日
場所：県立博物館・美術館
内容：平成 21 年度博物館企画展「仮題：造礁サンゴ - 楽園をつくった偉大な建築家 - 」

- ・大阪読売広告社からの相談
相談の内容：サンゴ礁再生プロジェクトにおいて、苗の移植とモニタリングを現地にて行ってもらえる方を探していた。
協議会からの回答：移植作業やモニタリングを直接実施することは、今のところできないが、協議会を通じて、会員にプロジェクトの情報提供を行うなど協力者を仲介することは可能と回答。

- ・東京の広告代理店(株)フリーズインターナショナルからの寄付の依頼
相談の内容：T シャツの売り上げの一部を寄付したい
 メールリストでの質問と回答
 1. 寄付の相手団体や活動内容に指定あるいは要望があるか
 今後サンゴ礁を守る活動を行っていくのであればかまないとのことです。
 2. 上記と関連して、用途および事後報告の要望があるか(いわゆる見返り、精算、会計報告などが必要か)
 詳細な金銭の用途報告は必要ないとのことです。1 年を締めくくるときに活動報告がなされると思われるので、そのレポートをもらえればよいとのことです。
 3. 「NPO に寄付」となっているが、寄付先に法人格は必要か(先方の会計処理上)
 寄付できる状態(金融機関の口座がある)であればよいとのことです。
 4. 岡地さんにご指摘いただいた諸点について確認しつつ、サンゴ礁についてどのように伝える予定なのか内容についてはこちらからも相談したいですね。
 サンゴ礁について何かしら伝える予定はなく、寄付することに義務があるとのこと。彼らは、T シャツに利用する写真を著名なカメラマン 4 名から写真を 1 点、無償で借りることになっているそうです。無償としもらう条件として、売り上げの一部を「サンゴ礁を守る」活動をしている NPO 等に寄付することとしているそうです。

(株)フリーズインターナショナルの要望

T シャツの販売に関する雑誌への記載に際して、売り上げの一部を当協議会へ寄付する旨を書きたいとのことです。協議会名を書いても構わないでしょうかとのことです。

協議会からの回答：

寄付を受けるかどうか方針の決定をお願いします。

寄付を受ける場合、口座の作成が必要。また、規約（寄付規定）の作成が必要か？

寄付規定を作成する場合は資金調達委員会が中心となって作成する？

銀行口座の作成に必要なもの：印鑑（現在の協議会の印鑑で可）、規約（現在の協議会の規約で可）、代表者の身分証明書のコピー、申請者の身分証明書のコピー、お金

・サンゴ礁学会ニュースレターへの記事の掲載

サンゴ礁学会よりニュースレターへの記事の掲載依頼があった。参考資料 4-1 のとおり記事を作成し、メーリングリストで意見を募集中。

記事スペースは、A4 の 1 / 2 ページ（文字：1200 字、写真 1 ~ 2 点）、文体は「です・ます」調、締め切りは 3 月 15 日（4 月上旬発行予定、4 月中旬会員到着予定）。

ブログ、ホームページの更新について

・協議会活動（総会、パネル展、ワークショップなど）の報告の更新

ブログおよびホームページ上で、総会、パネル展、ワークショップなどの活動の報告を行った。

5) その他理事会において必要と認めた事項 (総会で出た質問と提案について)

総会での質問や提案

総会で出た質問や提案

規約に関する質問や提案

1. 規約第 16 条の総会の議決事項の中に (1) として規約及び規則の制定または変更とあるが、第 1 回総会前に規約が制定されているので、「(1) 規約の変更及び規則の制定または変更」としてはどうか。
規約は協議会設立会合で承認されている。設立会合を第 0 回総会とみなせば、修正の必要はない。
設立会合の詳細が分からないので、協議会の設立の経緯を含め、会員へ説明がほしい。会員へ説明がなされるように次期執行体制に引き継ぐ。
2. 規約第 9 条に除名とあり、第 10 条 (4) に解任とあるが、用語の統一をしたほうがよい。規約第 10 条の解任を除名に変更するように、次期執行体制に引き継ぐ。
3. 会員の種類に個人会員と団体会員を明記するべき。
規約第 6 条の会員の項に個人、団体の定義を入れるように、次期執行体制に引き継ぐ。

(総会の議事録より)

1. の提案に対して、協議会の設立の経緯を含め、資料 5-1 に準備会合からの議事概要を添付し、会員へ説明を行いたい (参考資料 5 - 1 参照)。

2. の提案に対して、規約を次のように変更し、次回総会で審議したい。

修正前	修正後
<p>(除名)</p> <p>第 9 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき</p> <p>(2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第 10 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 辞任</p> <p>(2) 死亡、失踪の宣告</p> <p>(3) 会員が属する団体若しくは法人の解散</p> <p>(4) 解任</p>	<p>(除名)</p> <p>第 9 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき</p> <p>(2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第 10 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 辞任</p> <p>(2) 死亡、失踪の宣告</p> <p>(3) 会員が属する団体若しくは法人の解散</p> <p>(4) 除名</p>

3. の提案に対して、団体の定義として、次の2通りを事務局は想定している。どちらを選択するか、もしくは新たな提案をお願いしたい。

団体の定義

- ・ 団体会員には選挙権および総会の議決権を与えない。
- ・ 団体会員に選挙権と総会の議決権を与えるが、担当者を協議会会員として登録する。

・「団体会員には選挙権および総会の議決権を与えない」場合

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる。会員は次の2種とする。

(1) 個人会員

この会の目的に賛同して入会し、この会の活動を推進する個人で、選挙における被選挙権および選挙権、および総会における議決権を有するもの。

(2) 団体会員

この会の目的に賛同して入会し、この会の活動を推進する団体で、選挙における被選挙権および選挙権、および総会における議決権を有しないもの。

・「団体会員に選挙権と総会の議決権を与えるが、担当者を協議会会員として登録する」場合

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる。会員は次の2種とする。

(1) 個人会員

この会の目的に賛同して入会し、この会の活動を推進する個人で、選挙における被選挙権および選挙権、および総会における議決権を有するもの。

(2) 団体会員

この会の目的に賛同して入会し、この会の活動を推進し、本協議会の担当者を定める団体で、選挙における被選挙権および選挙権、および総会における議決権を有するもの。

中野副会長より

立候補受付は団体名ではなく、団体を代表する担当理事として個人名で立候補してもらうようにした方がよい。今回の選挙では個人と団体が重複した例があった。選挙細則の改訂が必要。

参考：現在の会員についての規約

第3章 構成と会員

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる。

(権利の停止)

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。

(退会)

第 8 条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき

(2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 辞任

(2) 死亡、失踪の宣告

(3) 会員が属する団体若しくは法人の解散

(4) 解任

(協議会規約より)

理事からの議案

1. 鹿熊理事からの提案

総会や理事会等で、特定の個人に発言が集中しているため、何らかのルールが必要でないか。石西礁湖自然再生協議会のルールを参考に、本協議会のルールを考えてはどうか。

中野副会長より

総会の反省：進行役は議長団を立てて、理事会（事務局含む）はその都度説明に当たるべきでした。会長と総会出席者の直接対峙という構図は、会員相互の議論としてもよろしくない。

「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」会議のルール（案）

時間は皆のものです。共有し、有効に利用しましょう。

- *会議の開始、終了時刻を守りましょう
- *各会員が発言できるよう、発言時間が長くないよう配慮しましょう

お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しよう。

- *発言に対してははじめから否定することの無いよう配慮しましょう
- *会員は全て平等な立場にありますので、自由な発言を行うことを基本としましょう
- *特定の個人や団体等を誹謗中傷するような発言は行わないようにしましょう
- *分かりやすい言葉や文字で、自分の意見を述べましょう

サンゴ礁保全の目的に則した議論をしましょう。

- *サンゴ礁の望ましい将来を考え、サンゴ礁生態系保全の視点から建設的に議論しましょう
- *提案に際しては、地域や団体などの個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょう

合意形成に向けてお互い努力しよう。

- *問題の所在や対立点などを明確にしたうえで、合意形成を目指して議論しましょう
- *反対意見がある場合には、原則として協議を重ねることによって合意形成を図りましょう
- *決定すべき事項で、どうしても合意形成が図られない場合には、決定方法について協議し、定めることにします

参考：石西礁湖自然再生協議会の会議のルール

「石西礁湖自然再生協議会」の会議のルール～

時間はみんなのものです。共有し、有効に利用しましょう。

- 会議の開始、終了時刻を守りましょう。
- 各メンバーが発言できるよう、発言時間は長くないよう配慮しましょう。

お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。

- お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
- 発言に対してははじめから否定することのないよう配慮しましょう。
- メンバーはすべて平等な立場にあります。自由な発言を行うことを基本としましょう。
- 特定の個人や団体等を誹謗中傷するような発言は行わないようにしましょう。

- 会議に欠席するメンバーのうち、議題に関して意見や提案のある方は、運営事務局に対して「意見・提案シート」により、事前に意見等を提出することができます。
- 提出された意見等は、参考意見として会議の席上で出席者全員に報告します。
- わかりやすい言葉や文字で、自分の意見を述べましょう。

「石西礁湖自然再生」の目的に則った議論を行いましょう。

- 石西礁湖の望ましい将来を考え、サンゴ礁生態系の保全・再生の視点から建設的な議論を行いましょう。
- 石西礁湖自然再生の目的に則った議論を行いましょう。
- 提案を行うにあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょう。

合意形成に向けてお互い努力しましょう。

- 問題の所在や対立点などを明確にしたうえで、合意形成を目指して議論を進めましょう。
- 反対意見がある場合には、原則として協議を重ねることにより合意形成を図っていきましょう。
- 決定すべき事項で、どうしても合意形成が図られない場合は、決定方法について協議し、定めることとします。

(「石西礁湖自然再生協議会」の会議のルールより)